令和５（2023）年度第３回郡山市地域包括支援センター運営協議会　質疑応答記録

　　　　　　　　　　　　　　　日時：令和６年３月25日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　会場：郡山市総合福祉センター　集会室

【出席者】

地域包括支援センター運営協議会委員：渡部明美会長、原寿夫副会長、國分晴朗委員、阿部崇委員、佐川　純子委員、若林由起子委員、阿部　初江委員、森田茂委員、安達真也委員

郡山市地域包括支援センター連絡協議会：村上徹会長、伊藤弘美副会長、橋本直子副会長、細川賢恵幹事、

佐久間順子幹事、大和田裕子幹事

保健福祉部：保健福祉部長、保健福祉部次長、介護保険課長補佐、健康長寿課長補佐、介護保険課職員１名

地域包括ケア推進課：課長、課長補佐、基幹包括支援係長、介護予防マネジメント係長、担当職員４名

【傍聴者】なし

**〇議　事　（議長　渡部会長）**

**（１）第２回地域包括支援センター運営協議会でいただいた質疑の回答**

※　口頭で事務局（地域包括ケア推進課）より説明

**（２）介護予防ケアマネジメント委託について**

　　　　※　資料１により事務局（地域包括ケア推進課）より説明　⇒　承認

【質疑応答】

（佐川委員）

　令和５年度は200～300件近い申請、手続が行われ、来年度は20～30件の申請が見込まれるであろうという説明だが、この数字は居宅へ意向調査をされたりしての数字なのか。

　（事務局）

　年度当初に委託する事業所を届出いただくが、その際何件、何人の要支援の方が含まれているかは問わない。一つの包括が年間で届出する回数は3回程度と思われる。そういった意味で、年間20～30件ぐらいに留まると見込んでいる。

　（渡部会長）

要支援認定者が新介護予防支援事業所いわゆる従来の居宅支援事業所へ直接契約ができるというところだが、今後指定を受けるという事業所は、想定しているか。

　（事務局）

今のところ居宅介護支援事業所から問い合わせがあったのは10件未満。市内70数か所ある居宅介護支援事業所が次々と介護予防支援事業所の指定を受けるというのは想定していない

　（原委員）

具体的に事業所が指定申請をしたとして、事業所として認められるまでは日程的にかかるものか。

（事務局）

居宅介護支援事業所が指定を受ける時は、前々月の末日までに書類を出してもらうことになるが、今回の介護予防支援事業所の指定については申請受理後に、被保険者とその他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならないと介護保険法で定められている。そのため、郡山市介護保険運営協議会から意見をいただいてから指定となることから、通常より時間がかかる見込みで。例年、郡山市介護保険運営協議会は年数回の開催であるため、指定のタイミングもその協議会開催後になると思われる。詳細についてはこれから通知する予定である。

（渡部会長）

包括の事務負担の軽減、それから要支援、要介護で動いている方の状況を考えると、通常は指定の前々月の申請で済むところが、実際には年何回かしかない介護保険運営協議会の中で指定がなされるとなると、ちょっとスピード感がないと思う。その点、検討いただきたい。

　（佐川委員）

システムが利用者にとって分かりやすくなるのは、とても良いことである。地域包括支援センターの煩雑な事務が楽になるというのは分かるが地域包括支援センターの収入源が減っていくと思う。収入面でどう影響があり、業務がどのようにどの程度動きが変わるのか、もう少しイメージができるよう説明をいただきたい。

　（事務局）

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を包括が直接行った場合は、１件あたりの介護報酬は438点。居宅にプラン委託をした場合は、その1～3割が包括の収入となる。現在予防サービスを利用している方は、約1800人程度いるため、4380円×1800人分が総額となる。さきほど説明したとおり、現時点では居宅の動きはほぼ見られていないため、お金に関しては劇的な変化はないと考えている。

　（佐川委員）

急激な変化はないかもしれないが、将来どうなるかというのは、この協議会でも議題としながら、地域包括支援センターが適切な運営ができるように見守っていきたい。

（渡部会長）

委託料については包括が受け1～2割引き、残り8割程度を居宅へ支出するというのは変わりないか。消費税関係も確認をしたい。

　（事務局）

現在、包括と居宅の委託受託の関係は利用者ごとに行っていると思うが、今後包括と居宅で委託契約を結んでおくとするのか、委託事務はこれまでと変わらず行うのかは、現状では包括ごとの考え方による部分が大きいと思われる。

**（３）その他**

※　特になし

**〇報　告（事務局）**

**（１）地域包括支援センター専門職に「準ずる者」について**

※　資料２により事務局（地域包括ケア推進課）より説明

質疑特になし。

**（５）その他**

　　　※　特になし

(事務局)

以上を持ちまして、第３回郡山市地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。